

二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案

現行

（人的関係、財産の拠出に係る関係その他の関係において組合員と密接な関係を相当程度有するもの）

第一条の二 中小企業等協同組合法施行令（以下「令」という。）第

十四条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、組合員が外国法人等（同項に規定する外国法人等をいう。以下この条において同じ。）の本国（同号に規定する本国をいう。）の法令又は慣行により保有することができる最高限度の数の議決権（同項第一号に規定する議決権をいう。）を保有している場合における当該外国法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

（新設）

一 当該組合員の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該組合員が外国法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該外国法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

二 当該組合員と当該外国法人等との間に当該外国法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

三 当該外国法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該組合員が融資

(債務の保証及び担保の提供を含む。)を行っていること。

2| 当該外国法人等の設立後事業を開始するまでの間における前項の規定の適用については、同項中「当該外国法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」とあるのは、「当該外国法人等」とする。

3| 信用協同組合が当該組合員に対して令第十四条第一項第三号に掲げる資金の貸付けを行っている場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該組合員」とあるのは、「当該組合員及び当該組合員を組合員とする信用協同組合」とする。

(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)

第一条の三 法第九条の八第二項第六号に規定する信用協同組合が行う債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 令第十四条第三項に規定する外国子会社のためにする債務の保証

二〇五 (略)

2〇14 (略)

(信用協同組合連合会の会員以外の人者に対する資金の貸付け等)

第一条の四 令第十五条第二項に規定する預金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)

第一条の二 法第九条の八第二項第六号に規定する信用協同組合が行う債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

二〇五 (略)

2〇14 (略)

(信用協同組合連合会の会員以外の人者に対する資金の貸付け等)

第一条の三 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号。以下「令」という。)第十五条第二項に規定する預金その他

一・二
(略)

の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二 (略)